

通関委任状 と 日本向け荷物発送に関する同意書 Power of Attorney & Consent form for shipment to Japan

弊社の海外引越単身プランの受託条件は以下の通りですので、ご確認下さい。

- 1 当社の運送責任範囲は、委託者が指定する発送地から委託者が指定する到着地までの一貫輸送とします。
- 2 当社の海外引越単身プラン荷物の受託条件は、下記に定める事項のほか当社の標準貨物輸送、港湾輸送、倉庫寄託及び関係船会社、航空会社、鉄道等が定める約款によるものとし、これらの約款に定めのない事項は、日本国の法令または慣習によるものとしします。
- 3 当社は、運送費、立替金その他当社が荷主に代わって立替えた費用の支払いがない間は、荷物または船積書類の引渡し請求に応じないことがあります。このため、損害を生じることがあっても、当社はその責を負いません。
- 4 当社は、委託者より知り得た情報は本輸送に関する情報は、厳に秘密として保持し、本輸送終了後といえどもこれを第三者に開示又は漏洩致しません。

別送品申告について

- 1 私は、YAMATO LOGISTICS (HK) LTD. より日本での「別送品申告手続き」の説明を受けました。もし、私が別送品申告を怠った場合は、荷物にかかる税金及びその他諸費用の支払いに同意いたします。

海外引越単身プランについて

- 1 私の荷物には、輸入禁止品目が混入していないこと、また輸入規制品目が混入していない、もしくは適切な処理ないしは数量の範囲内であることを確認いたしました。
- 2 私は、「輸入禁止品目」および「輸入規制品目」が私の荷물에混入していた場合、日本での法律等に基づいて、必要な手続きを行うこと、または、処理・滅却等にかかる費用の支払いに同意いたします。

私は、上記受託条件に同意し、YAMATO LOGISTICS (HK) LTD. とヤマトグローバルロジスティクスジャパン株式会社を代理人と定め、通関手続きに関する一切の権限を委任致します。

サイン (SHIPPER'S SIGNATURE)

日付 (DATE)
